



鳥取県公報

平成 19 年 11 月 9 日 (金)
第 7 9 3 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の変更事項の届出 (925) (指導管理課) 2 保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (926~929) (森林保全課) 2 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (930) (治山砂防課) 5 指定居宅サービス事業者の廃止 (931) (中部総合事務所福祉保健局) 6 指定介護予防サービス事業者の廃止 (932) (〃) 6 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (933) (〃) 7 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (934) (西部総合事務所福祉保健局) 7 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (935) (〃) 8
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (指導管理課) 19

告 示

鳥取県告示第 925 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
80	株式会社山陰合同 銀行淀江支店	売りさば き場所	米子市淀江町淀江 553-1 及び西伯 郡大山町所子 521	米子市淀江町淀江 553-1	平成 19 年 11 月 1 日

鳥取県告示第 926 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市矢矯字毛無シ 641・字毛無西平 642 の 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市長柄字三ツ枝ノ一 361 の 2、字行司谷ノ二 367 の 2、368、字堤谷 382、383、391、391 の 1、字宮ノ谷 393 の 1、399 の 1、399 の 2、矢矯字大滝谷ノ一 635 の 2、635 の 3、字河内谷下分ノ一 637、字河内谷中分ノ一 638、字河内谷奥ノ一 639、字毛無シ 640（次の図に示す部分に限る。）、洞谷字山ノ神ノ二 630

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市洞谷字藪ノ内200、字大谷ノ三336、字坂ノ下タ556の4・556の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字河内土居ノ壠614、字東谷下分637の2、字坂ノ下タ726、729、737の3（次の図に示す部分に限る。）、長柄字堤谷241の1、字宮ノ谷401の1、瀬田蔵字五反田266の2、266の5、字西ノ谷353の1、字八反田西平384の1、385の1、矢矯字中玄谷ノ一614、字蛙子谷ノ一646、字蛙子谷ノ二647の2、字石ヶ谷ノ一693、705

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 927 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市福部町久志羅字榎山706の1、福部町左近字空山1036の1、1037、1443の1、字木戸口1452の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市福部町八重原字垣ノ尾202の2、265、字神仏田569、字市ノ谷川580の4、福部町岩戸字田ノ尻125、

字ヘソ垣159、389の1、389の2、390から392まで、395、396の1、396の2、397から399まで、402から407まで、408の2、409の2、410の2、411の2、412、413、414の2、415から424まで、426から432まで、433の3、434の2、435、436の1、438の1、439の1、字恵比須浜375、字家ノ上440の1、440の2、441から445まで、446の1、446の2、447から450まで、454、字宮山456、字滝ノ上457から463まで、465の1、466から479まで、483、字高下486、487、字滝ノ下488、字川ノ上489から495まで、497から510まで、513から517まで、519、520、522、526、527、福部町蔵見字大平637の2、字家ノ奥725の2、字高野坂758・字大田成767（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、768、769（次の図に示す部分に限る。）、字ヨジ谷771の1から771の41まで、福部町久志羅字菖蒲峠700の2、福部町左近字奥井尻1404の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 928 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字竹谷4286、4287、4288の1から4288の3まで、4289

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町広木字椎木谷ノ二385、386、鹿野町河内字妙見谷3722の1、3723、3725、3776から3779まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 929 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大背字寺山1588の1、1588の2、1589、1590、1591の1、1592

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 930 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

志谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 15 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 15 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町志谷字ドフドフ 1023	1 号
八頭郡八頭町志谷字家下 373	2 号
八頭郡八頭町志谷字家下 381	3 号
八頭郡八頭町志谷字宮ノ下 631	4 号
八頭郡八頭町志谷字加賀谷山 626	5 号
八頭郡八頭町志谷字津無谷山 816	6 号
八頭郡八頭町志谷字上土居 768	7 号
八頭郡八頭町志谷字上土居 763-1	8 号
八頭郡八頭町志谷字前田 753-1 地先道路敷	9 号
八頭郡八頭町志谷字前田 750	10 号
八頭郡八頭町志谷字前田 743	11 号
八頭郡八頭町志谷字前田 742-3	12 号
八頭郡八頭町志谷字下土居 657-1	13 号
八頭郡八頭町志谷字下土居 649	14 号
八頭郡八頭町志谷字下土居 654	15 号

鳥取県告示第 931 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
株式会社コムスン 代表取締役 樋口公一	東京都港区六本木六丁目 10-1	株式会社コムスン倉吉中央ケアセンター	倉吉市上井 359-9	訪問介護	平成 19 年 10 月 31 日

鳥取県告示第 932 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
----------------	----------------	------------------------	-------------------------	-------------	-------

株式会社コムスン 代表取締役 樋口公一	東京都港区六本 木六丁目10-1	株式会社コムスン 倉吉中央ケアセン ター	倉吉市上井359-9	介護予防訪問 介護	平成19年10 月31日
------------------------	---------------------	----------------------------	------------	--------------	-----------------

鳥取県告示第 933 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成19年11月9日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン 倉吉中央ケアセンター	倉吉市上井359-9	居宅介護、重度訪問介護	平成19年10月31日

鳥取県告示第 934 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成19年11月9日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター米子東	米子市上福原三丁目8-1	居宅介護 重度訪問介護	平成19年10月1日
〃	〃	ニチイケアセンター米子	米子市加茂町二丁目113	〃	〃
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	ヘルパーステーションまちくら	米子市内町122	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	〃
特定非営利活動法人ぱーとなー	米子市加茂町二丁目180	ヘルプサービスぱーとなー	米子市加茂町二丁目180	居宅介護 重度訪問介護	〃
有限会社N・M・S	米子市米原九丁目7-30	すいれんケアサービス	米子市米原九丁目7-30	〃	〃

社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	ホームヘルプセンター・ソラリオン名和	西伯郡大山町西坪520-1	〃	〃
株式会社ハピネライフケア	米子市久米町200	ハピネヘルパーステーション	米子市米原七丁目2-21	〃	〃
株式会社ケアスタッフ	米子市大谷町213-3	株式会社ケアスタッフヘルパーステーションハッピー米子	米子市両三柳138-1	〃	〃
有限会社大東工業	境港市財ノ木町1060-3	ファミリー・ケア	境港市財ノ木町1060-3	〃	〃
社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町大殿1010	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会溝口居宅介護事業所	西伯郡伯耆町溝口281-2	〃	〃
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合646	西伯訪問介護事業所	西伯郡南部町法勝寺331-1	〃	〃
〃	〃	会見訪問介護事業所	西伯郡南部町浅井938	〃	〃
社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会	西伯郡日吉津村日吉津973-9	社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	西伯郡日吉津村日吉津973-9	〃	〃
社会福祉法人ソウエルよどえ	米子市淀江町淀江1075	いずみの苑	米子市淀江町淀江1075	〃	〃
有限会社青空	境港市夕日ヶ丘一丁目230	有限会社青空	境港市夕日ヶ丘一丁目230	居宅介護	〃
社会福祉法人米子市社会福祉協議会	米子市錦町一丁目139-3	社会福祉法人米子市社会福祉協議会よどえ訪問介護事業所	米子市淀江町淀江1110-1	居宅介護 重度訪問介護	〃
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合646	特別養護老人ホームゆうらく	西伯郡南部町落合480	短期入所	〃
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	ショートスタイル・ソラリオン名和	西伯郡大山町西坪520-1	〃	〃
〃	〃	グループホームよなご大平園	米子市淀江町佐陀1976-3	共同生活援助	平成19年11月1日

鳥取県告示第935号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン西福原ケアセンター	米子市新開五丁目3-1	居宅介護、重度訪問介護	平成19年10月31日

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 10 月 5 日付鳥取県告示第 843 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岸根 功	岩美郡岩美町大字網代字網代坂 283
橋本 市藏	岩美郡岩美町大字網代字大網代南側 301 の 1
岩垣勝次郎	岩美郡岩美町大字網代字大網代南側 302
吉田権十郎	岩美郡岩美町大字網代字大網代南側 305
岩垣新一郎	岩美郡岩美町大字網代字大網代南側 306
吉田二美夫	岩美郡岩美町大字網代字大網代南側 309
村上 重松	岩美郡岩美町大字網代字先網代 406
橋浦 増藏	岩美郡岩美町大字岩本字島根山 1216 の 1
石谷 善一	〃
中村 義治	〃
橋浦 増藏	岩美郡岩美町大字岩本字島根山 1216 の 5

石谷 善一	〃
中村 義治	〃
中村 保壽	岩美郡岩美町大字岩本字松山 1224
山口 もと	岩美郡岩美町大字岩本字松山 1226
河本亀太郎	岩美郡岩美町大字岩本字松山 1230
中村 保壽	岩美郡岩美町大字岩本字松山 1235
石河 ひさ	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1242
山口 もと	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1250
山下 源藏	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1252
石河 富藏	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1256
河本 勇一	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1264
岩村 文隆	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1265
石河 富藏	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1269
山下 源藏	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1271
松谷岩太郎	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1272
山下治三郎	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1279
宮口 平藏	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1280
奥根 龍藏	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1282
石河 富藏	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1285
岩村 文隆	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1287 の 1
〃	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1287 の 2
山本嘉七郎	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1292
澤 春義	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1295
寺西 豊美	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1304
〃	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1305
〃	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1311
石河 ひさ	岩美郡岩美町大字岩本字家ノ上 1343 の 1
〃	岩美郡岩美町大字岩本字家ノ上 1343 の 2
中村 壽男	岩美郡岩美町大字岩本字家ノ上 1361
〃	岩美郡岩美町大字岩本字家ノ上 1362
岡田 治美	岩美郡岩美町大字岩本字家ノ上 1365 の 1
原田 絹枝	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1366
山本 昭	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1367

村川代太郎	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1373
本田 實藏	〃
山本 昭	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1395
〃	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1402
〃	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1403
岩田千代藏	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1405 の 2
前川 嘉藏	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1409
川口 幸男	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1410 の 1
〃	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1410 の 2
石河 ひさ	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1411
前根 直治	岩美郡岩美町大字大谷字越後谷 2213 の 3
濱口 藤藏	〃
前根 直治	岩美郡岩美町大字大谷字一ノ谷 2337 の 1
濱口 藤藏	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字網代字先網代 406

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岩垣 守彦	岩美郡岩美町大字網代字網代坂 284 の 1
濱口 清七	岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷 421
奥谷與三郎	岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷 422
大谷 鬼實	岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷 423
山下 弘雄	岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷 424
尾崎 俊彦	岩美郡岩美町大字鳥越字原谷奥 973 の 3
〃	岩美郡岩美町大字鳥越字大谷東側 986 の 4
川本 幸一	岩美郡岩美町大字鳥越字大谷東側 986 の 6

前根 直治	岩美郡岩美町大字大谷字畑ノ谷 2316 の 2
濱口 藤藏	〃
澤 重吉	岩美郡岩美町大字大谷字畑ノ谷 2318 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成19年10月5日付鳥取県告示第844号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

尾西 幸男	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字勝負谷 896 の 3
尾西 薫	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字勝負谷 896 の 5
岡本清太郎	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字下モ堤谷 909 の 11
井上 助蔵	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字下モ堤谷 909 の 39
安井 清信	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字下モ堤谷 909 の 42
鹿田美代子	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字下モ堤谷 909 の 48
〃	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字下モ堤谷 909 の 68

佐々木ゆきよ	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字下モ堤谷 909 の 71
神波 高次	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字下モ堤谷 909 の 72
佐々木光範	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字下モ堤谷 909 の 75
西田 音吉	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字下モ堤谷 909 の 78
佐々木ゆきよ	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字下モ堤谷 909 の 86
前田 一	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字下モ堤谷 909 の 101
生田 槌蔵	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字下モ堤谷 909 の 104
土井 貞蔵	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字下モ堤谷 909 の 125
松本 政吉	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 918 の 4
井上 助蔵	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 918 の 25
足立 定蔵	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 918 の 30
佐々木仁蔵	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 918 の 42
丸山 咲子	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 919 の 3
前田 貴一	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 919 の 9
前田 寛市	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 919 の 11
生田 槌蔵	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 919 の 15
松岡 敏明	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 919 の 16
谷口新之祐	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 919 の 17
生田 槌蔵	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 919 の 20
前田 一	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 919 の 23
岡本 良蔵	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 919 の 27
前田 寛市	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 919 の 31
生田 槌蔵	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 919 の 32
宮城 隆昌	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 919 の 37
前田 侑範	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十郎谷 919 の 38
尾西 久	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字東地藏空 1077 の 1
〃	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字東地藏空 1077 の 6
足立 善吉	東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字十万寿ノ一 1102 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 湯梨浜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 10 月 5 日付鳥取県告示第 845 号)の内容
(告示の内容)

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

安田 重治	倉吉市岩倉字樺 901 (次の図に示す部分に限る。)
梶本 照俊	〃
荒尾 章	〃
坂田 豊	〃
松本 好明	〃
森 義晴	〃
森 照正	〃
糟谷 喜彦	〃
竹中 時春	〃
長棟 健二	〃
長棟 尊義	〃
長棟八重野	〃
灘吉 澈	〃
楠本 勇	〃
蓑原 文雄	〃

木田 正宗	〃
立光 節男	〃
安田 重治	倉吉市岩倉字樺 902 (次の図に示す部分に限る。)
梶本 照俊	〃
荒尾 章	〃
坂田 豊	〃
松本 好明	〃
森 義晴	〃
森 照正	〃
糟谷 喜彦	〃
竹中 時春	〃
長棟 健二	〃
長棟 尊義	〃
長棟八重野	〃
灘吉 澈	〃
楠本 勇	〃
蓑原 文雄	〃
木田 正宗	〃
立光 節男	〃
安田 重治	倉吉市岩倉字樺 903 (次の図に示す部分に限る。)
梶本 照俊	〃
荒尾 章	〃
坂田 豊	〃
松本 好明	〃
森 義晴	〃
森 照正	〃
糟谷 喜彦	〃
竹中 時春	〃
長棟 健二	〃
長棟 尊義	〃
長棟八重野	〃
灘吉 澈	〃
楠本 勇	〃

蓑原 文雄	〃
木田 正宗	〃
立光 節男	〃
山下 光	倉吉市岩倉字奥野院 1006
林 巖	〃
林 須那雄	〃
林 朝雄	〃
山下 光	倉吉市岩倉字樋ヶ谷 1113 (次の図に示す部分に限る。)
林 巖	〃
林 須那雄	〃
林 朝雄	〃
安田 重治	倉吉市岩倉字樋ヶ谷 1127 (次の図に示す部分に限る。)
梶本 照俊	〃
荒尾 章	〃
坂田 豊	〃
松本 好明	〃
森 義晴	〃
森 照正	〃
糟谷 喜彦	〃
竹中 時春	〃
長棟 健二	〃
長棟 尊義	〃
長棟八重野	〃
灘吉 澈	〃
楠本 勇	〃
蓑原 文雄	〃
木田 正宗	〃
立光 節男	〃
安田 重治	倉吉市岩倉字樋ヶ谷 1138 の 1
梶本 照俊	〃
荒尾 章	〃
坂田 豊	〃
松本 好明	〃

森 義晴	〃
森 照正	〃
糟谷 喜彦	〃
竹中 時春	〃
長棟 健二	〃
長棟 尊義	〃
長棟八重野	〃
灘吉 澈	〃
楠本 勇	〃
蓑原 文雄	〃
木田 正宗	〃
立光 節男	〃
石橋喜一郎	倉吉市岩倉字樋ヶ谷 1142 (次の図に示す部分に限る。)
蓑原 英寿	〃
石橋喜一郎	倉吉市岩倉字樋ヶ谷 1143 (次の図に示す部分に限る。)
蓑原 英寿	〃
石橋喜一郎	倉吉市岩倉字ケリ谷 1144 の 1
蓑原 英寿	〃
山下 光	倉吉市岩倉字ケリ谷 1144 の 2
林 巖	〃
林 須那雄	〃
林 朝雄	〃
石橋喜一郎	倉吉市岩倉字ケリ谷 1145
蓑原 英寿	〃
石橋喜一郎	倉吉市岩倉字ケリ谷 1146
蓑原 英寿	〃
石橋喜一郎	倉吉市岩倉字ケリ谷 1147
蓑原 英寿	〃
石橋喜一郎	倉吉市岩倉字ケリ谷 1148
蓑原 英寿	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山下 光	倉吉市岩倉字後口谷 1170 の 1
林 巖	〃
林 須那雄	〃
林 朝雄	〃
山下 光	倉吉市岩倉字後口谷 1171
林 巖	〃
林 須那雄	〃
林 朝雄	〃
山下 光	倉吉市岩倉字後口谷 1172
林 巖	〃
林 須那雄	〃
林 朝雄	〃
山下 光	倉吉市岩倉字後口谷 1173
林 巖	〃
林 須那雄	〃
林 朝雄	〃
山下 光	倉吉市岩倉字後口谷 1177 の 1
林 巖	〃
林 須那雄	〃
林 朝雄	〃
山下 光	倉吉市岩倉字後口谷 1182
林 巖	〃
林 須那雄	〃
林 朝雄	〃
山下 光	倉吉市岩倉字後口谷 1185
林 巖	〃
林 須那雄	〃

林 朝雄	〃
------	---

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保
全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 6 第
1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県庁舎における宅配便運送業務

各配達先地区ごとのサイズ別の見込送付数量 入札説明書による。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成 19 年 12 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

(4) 集荷場所及び集荷方法

入札説明書による。

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、各配達先地区ごとのサイズ別の送料単価(小数点以下の記載は不可)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された各配達先地区ごとのサイズ別の送料単価をもって契約金額
とし、利用月における各利用所属への送料の請求に当たっては、当該送料単価に当該利用月における当該利
用所属の送付数量を乗じて得た額の合計額に当該額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満
の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)により請求するものとするので、入札者は、消費
税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100
に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の運送・旅客業に登録されている者であること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 11 月 16 日（金）正午までに 4（2）の場所に提出すること。
- (3) 平成 19 年 11 月 9 日（金）から同月 28 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成 19 年 11 月 9 日（金）から同月 28 日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局指導管理課

電話 0857-26-7436、7430

電子メールアドレス shidoukanri@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成 19 年 11 月 9 日（金）から同月 15 日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=31392>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成 19 年 11 月 9 日（金）から同月 15 日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 11 月 28 日（水）午後 2 時（郵便等による入札書の受領期限は、平成 19 年 11 月 28 日（水）正午までとする。）

鳥取県庁第 33 会議室（鳥取県庁第二庁舎 4 階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない

ない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明するため、入札説明書で示す事前提出物を、4の(1)の場所に平成19年11月22日(木)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額(以下「送料見込額」という。)に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出し、又は鳥取県所定の納付書により、入札日の前日までに指定金融機関等に納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として送料見込額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内で送料見込額の最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。